電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律について

資料2

我が国の労使関係法制の基本的な枠組み

○　憲法28条において規定された労働三権（労働基本権）の保障をより具体化するものとして、労働組合法等の労使関係法が制定されている。

【日本国憲法第28条】

勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

労働三権（労働基本権）を保障

団結権

・労働者が労働条件の維持・改善を図ることを主たる目的として団結体を結成し、それを運営することを保障する権利

団体交渉権

・労働者が使用者と団体交渉を行うことを保障する権利

団体行動権

争議行為（ストライキ等の労働者の要求の示威又は貫徹のための圧力行為）及びその他の団結体の行動（典型的にはビラ貼り、ビラ配布、集会、演説などの情宣活動）を一定限度で保障する権利

労働組合法等の労使関係法で具体化

注）労働三権の内容については、「労働法（第10版）」（菅野和夫著）の記載を参考に厚生労働省労政担当参事官室が作成。

民間労働者及び公務員における労働基本権の取扱い

○　民間労働者及び公務員では、類型ごとに適用される労使関係法及び労働基本権の取扱いが異なっている。

労働者の区分		適用法律	団結権	団体交渉権	協約締結権	争議権	労働条件の決定方式
一般民間企業の労働者		労働組合法 労働関係調整法	○	○	○	○	労働協約
一般職の国家公務員	非現業職員	国家公務員法	○	△(※)	×	×	法令
	警察職員、海上保安庁職員、刑事施設職員	国家公務員法	×	×	×	×	法令
	特定独立行政法人職員	特定独立行政法人の労働関係に関する法律	○	○	○	×	労働協約
一般職の地方公務員	非現業職員	地方公務員法	○	△(※)	×	×	条例･規則
	消防職員･警察職員	地方公務員法	×	×	×	×	条例･規則
	特定地方独立行政法人職員 地方公営企業職員、 単純労務職員	地方公営企業等の労働関係に関する法律	○	○	○	×	労働協約

（※）表中の「△」は、団体交渉を行うことはできるが、労働協約は締結できないことを意味する。

労働組合法における正当な争議行為と刑事免責・民事免責

○　争議行為については、「正当なもの」である場合に限り、刑事免責及び民事免責が認められている。争議行為の正当性は、一般に、その主体、目的、手続、態様（手段）の観点から、個々の事案ごとに判断される。

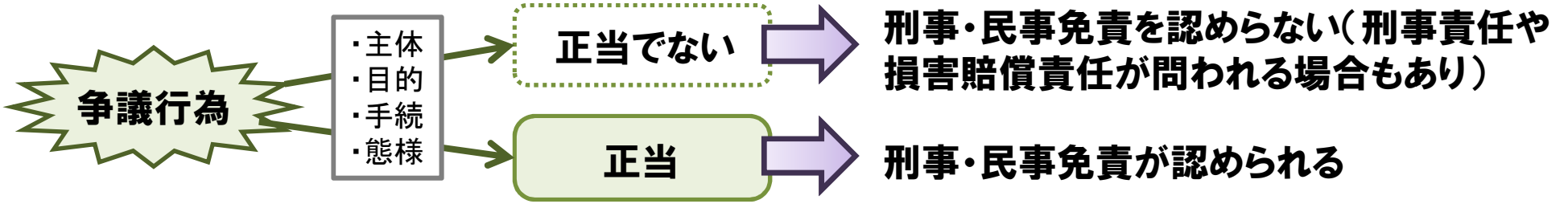

■労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）（抄）

（目的）

第一条　この法律は、労働者が使用者との交渉において対等の立場に立つことを促進することにより労働者の地位を向上させること、労働者がその労働条件について交渉するために自ら代表者を選出することその他の団体行動を行うために自主的に労働組合を組織し、団結することを擁護すること並びに使用者と労働者との関係を規制する労働協約を締結するための団体交渉をすること及びその手続を助成することを目的とする。

２　刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十五条の規定は、労働組合の団体交渉その他の行為であつて前項に掲げる目的を達成するためにした正当なものについて適用があるものとする。但し、いかなる場合においても、暴力の行使は、労働組合の正当な行為と解釈されてはならない。

（損害賠償）

第八条　使用者は、同盟罷業その他の争議行為であつて正当なものによつて損害を受けたことの故をもつて、労働組合又はその組合員に対し賠償を請求することができない。

■刑法（明治四十年法律第四十五号）（抄）

（正当行為）

第三十五条　法令又は正当な業務による行為は、罰しない。

労働関係調整法による公益事業等に係る規制

○　争議行為が行われた場合に、国民の日常生活等に大きな影響を与える公益事業（※）等については、労働関係調整法（労調法）に、特別な調整制度や規制が設けられている。

※「公益事業」とは、①運輸事業、②郵便、信書便又は電気通信の事業、②水道、電気又はガスの供給の事業、④医療又は公衆衛生の事業であって、公衆の日常生活に欠くことのできないものをいう（労調法第8条第1項）。

1. 公益事業等に係る強制調停（職権調停・請求調停等）	○　労働委員会による労働争議の調停は、関係当事者の合意に基づいて開始することが原則（任意調停）だが、公益事業等については、関係当事者の合意に基づかずに開始することが可能（強制調停）。 （1）公益事業に関する事件について、関係当事者の一方から調停の申請がなされたとき、又は労働委員会が職権に基づいて、調停を行う必要があると決議したときは、調停を行う（労調法第18条第3号・第4号）。 （2）①公益事業に関する事件、②規模が大きいため又は特別の性質の事業であるために公益に著しい障害を及ぼす事件について、厚生労働大臣又は都道府県知事から調停の請求があったときには、労働委員会は調停を行う（労調法第18条第5号）。
2. 公益事業に係る争議行為の予告	○　公益事業において争議行為を行う場合、少なくとも10日前までに、労働委員会及び厚生労働大臣又は都道府県知事にその旨を通知しなければならない（労調法第37条第1項）　※公益事業以外の争議行為は事後届出制。 ○　厚生労働大臣又は都道府県知事は、通知を受けたときは直ちに公衆が知ることができる方法によってこれを公表しなければならない（労調法施行令第10条の4第4項）。　※官報等により公表されている。
3. 公益事業等に係る内閣総理大臣による緊急調整	○　内閣総理大臣は、①公益事業に関するもの、②規模が大きいもの、③特別の性質の事業に関するものであるために、争議行為により、国民経済の運行を著しく阻害し、又は国民の日常生活を著しく危くするおそれがあると認める事件について、そのおそれが現実に存するときに限り、中央労働委員会の意見を聴いて緊急調整の決定をすることができる。緊急調整の決定をしたときは、直ちに理由とともにその旨を公表し、中央労働委員会及び関係当事者に通知しなければならない（労調法第35条の2）。 ○　中央労働委員会は、緊急調整の決定に係る事件を優先して処理（労調法第35条の4）。 ○　緊急調整の決定の公表から50日間は争議行為を行うことができない（労調法第38条）。
4. 安全保持施設の争議行為の禁止	○　工場事業場における安全保持の施設の正常な維持又は運行を停廃し、又はこれを妨げる行為は、争議行為としてでもこれをなすことはできない（労調法第36条）。

電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律(※)

※　以下『スト規制法』という。

○ 『スト規制法』は、公共の福祉を擁護するため、電気事業・石炭鉱業の労使の争議行為のうち、

- 電気の正常な供給を停止する行為その他電気の正常な供給に直接に障害を生ぜしめる行為
- 保安の業務の正常な運営を停廃する行為であつて、鉱山における人に対する危害、鉱物資源の滅失若しくは重大な損壊、鉱山の重要な施設の荒廃又は鉱害を生ずるもの

を禁止している法律。

■電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律（昭和二十八年法律第百七十一号）

第一条　この法律は、電気事業（一般の需要に応じ電気を供給する事業又はこれに電気を供給することを主たる目的とする事業をいう。以下同じ。）及び石炭鉱業の特殊性並びに国民経済及び国民の日常生活に対する重要性にかんがみ、公共の福祉を擁護するため、これらの事業について、争議行為の方法に関して必要な措置を定めるものとする。

第二条　電気事業の事業主又は電気事業に従事する者は、争議行為として、電気の正常な供給を停止する行為その他電気の正常な供給に直接に障害を生ぜしめる行為をしてはならない。

第三条　石炭鉱業の事業主又は石炭鉱業に従事する者は、争議行為として、鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）に規定する保安の業務の正常な運営を停廃する行為であつて、鉱山における人に対する危害、鉱物資源の滅失若しくは重大な損壊、鉱山の重要な施設の荒廃又は鉱害を生ずるものをしてはならない。

（参考）『スト規制法』制定時の考え方（提案理由説明）

■　昭和28年6月22日 衆議院労働委員会　会議録（抄）

○小坂国務大臣　ただいま議題となりました電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律案につきまして、その提案理由及び大体の構成を御説明申し上げます。

昨冬行われました電気事業及び石炭鉱業の両ストライキは、非常に大規模のものでありまして、幸いにして最後の段階におきまして収拾されましたが、この両ストライキが国民経済と国民の日常生活に与えた脅威と損害とは、実に甚大なものがあつたのであります。労使関係につきましては、法をもつてこれを抑制規律することは、できる限り最小限とし、労使の良識と健全な慣行の成熟にゆだねることが望ましいことは言うまでもないことであります。しかしながら政府としては、かかる基本原則のみを固執し、いたずらに手をこまぬいて当面の緊急の問題に対して必要な施策を怠ることは許されないと考えるのであります。

よつて政府としましては、電気事業及び石炭鉱業の特殊性及び重要性並びに労使関係の現状にかんがみまして、争議権と公益の調和をはかり、もつて公共の福祉を擁護するために、両産業における争議行為の方法について必要な規制をなす必要があると考え、本法案を立案するに至つたのであります。

公共的性質を有する産業は、ひとり電気事業及び石炭鉱業に限るものでないことは申すまでもないところでありますが、種々検討の結果、今回はいわゆる基礎産業中最も基幹的な重要産業であり、しかも昨年現実に問題となつた電気事業及び石炭鉱業につきまして、必要な限度の規定を設けることとした次第であります。

（中略）･･･本法案は三箇条からなるものでありますが、まず第一条におきましては、以上申し上げたごとく、電気事業及び石炭鉱業の自然的、経済的、社会的な特殊性及びその国民経済及び国民の日常生活に対する重要性にかんがみまして、争議行為と公益との調和をはかり、もつて公共の福祉を擁護するため、争議行為の方法について当面必要とせられる措置を定めるという本法律案の趣旨を明らかにしたものであります。従いまして本法案は、争議権そのものを否定する趣旨のものではなく、もつぱら争議権に基く争議行為の一部方法のみを規制の対象とするものであります。

次に第二条につきましては、電気事業についていわゆる停電スト、電源ストその他電気の正常な供給の停止ないし直接の障害を生ぜしめる争議行為の方法は禁ぜられるものであることを明らかにいたしたのであります。スイツチ・オフ等ほしいままに装置を操作する積極的行為は、従来から政府として正当ならざる行為と考えていたのでありますが、さらにこれと同様に電気を停止したり、電圧、サイクルを狂わせたりする行為であつて、昨年のストライキの経験にかんがみ、社会通念上非とされるものについても、この際その正当ならざることを明らかにしたものであります。けだし停電スト、電源スト等は、これに携わる人員は全電気産業労働者中、少数に過ぎず、他の大多数の労働者の争議行為は、何ら制約せられるものでないと同時に、労働者の失う賃金及び使用者のこうむる損害は、これによつて無事の需要者が不可避的にこうむる物質的、精神的損失に比較いたしますと、きわめてわずかなものであります。この点他の争議行為の方法とまつたくその趣を異にし、電気事業の公共性に矛盾することはなはだしき争議方法といわなければならないのであります。しかも電気産業労働者には、この他にも労使対等の立場を維持するに十分な争議手段があるのでありまして、本条の規制は当然やむを得ざるものと考えられるのであります。なお、使用者が変電所、発電所等の停廃を来すロツクアウトを行い得ざることは、もちろんであります。（後略）

現行の『スト規制法』(電気事業関係)について

1. 概要(電気事業部分)

○ 電気事業の事業主又は電気事業に従事する者に対し、争議行為として、電気の正常な供給を停止する行為その他電気の正常な供給に直接に障害を生じさせる行為を禁止。

対象となる行為の例	・ 発電所における発電機の起動・停止、起動後の出力調整のための機器操作、常時運転監視 ・ 中央給電指令所における発電所に対する出力調整指令
対象とならない行為の例	・ 発電所、変電所等における機械器具等の日常的な点検・手入れ ・ 小売部門における電力供給契約やこれに基づく集金など

2. 保護法益(電気事業部分)

○ スト規制法の保護法益は、電気事業における労使の争議行為により、電気の正常な供給に障害が生じることによって、国民経済や国民の日常生活に支障が生じないようにすること。

『電気の正常な供給』が停止 ⇒ **『国民の日常生活』や『企業の経済活動』などに大きな支障**

(例)医療機関等での診療、電車の運行、水道水の供給、工場での生産活動など

※現在の電力使用量は、スト規制法制定当時(昭和28年)と比較して約20倍の規模

3. 違反した場合の法的効果

○ 労使の『正当な行為』ではないため、刑事上の免責及び民事上の免責が失われる(スト規制法上は、違反した場合の罰則規定はない)。

⇒ 電気事業法の罰則や刑法の威力業務妨害罪の適用、不法行為・債務不履行による損害賠償責任が生じるおそれ

4. 規制対象

○ 労使の争議行為によって、「一般の(=不特定多数の)需要に応じた電気の正常な供給が停止する電気事業」として、
①一般電気事業者(東京電力・関西電力等10社) 及び ②卸電気事業者(電源開発・日本原子力発電2社)
の事業主及び従事者を規制の対象としている。

※ 電気の供給先が限定的で社会的影響が相対的に小さいこと等から以下の電気事業は対象外。
○ 特定電気事業【六本木エネルギーサービス等】 … 供給義務の対象が特定の供給地点に限定。
○ 特定規模電気事業(新電力)【エネット等】 … 電気の供給先が大口需要に限定され、一般電気事業者が供給を担保。

『スト規制法』制定とその後の経緯

時期	出来事・決定等
昭和27年秋～年末	電産スト・炭労スト ・電気・石炭両産業のストライキが国民経済と国民の日常生活に甚大な脅威と損害を及ぼした。
昭和28年8月5日	「電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律」が成立
昭和28年8月12日	各都道府県知事あて労働次官通知を発出
昭和31年12月8日	「電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律の存続について」 ・同法附則第2項の規定により、同法を存続させる旨の国会の議決があったため、今後引き続き存続することとなった。
昭和48年12月27日	「電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律に関する調査会」（以下「調査会」という。）を設置 ・スト規制法の運用の実情及び問題点を調査し、改正の要否を検討するために、労働大臣の私的諮問機関として設けられた。
昭和52年7月22日	調査会報告（電気事業関係） （1）スト規制法については当面現行のままとするのもやむを得ない （2）争議行為の正当性の範囲について一層の明確化が望まれる （3）電気産業労使のトップレベルによる相互理解の一層の促進が望まれる
昭和52年11月2日	都道府県知事宛てに労働省労政局長通知を発出
平成11年3月31日	調査会を廃止
平成25年4月2日	「電力システムに関する改革方針」を閣議決定
平成26年6月11日	「電気事業法等の一部を改正する法律」が成立 ・同法附則第50条において「電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律」の一部が改正される。

電力システム改革の目的、内容及び実施スケジュール

Ⅰ．電力システム改革の3つの目的

1．安定供給を確保する。
2．電気料金を最大限抑制する。
3．需要家の選択肢や事業者の事業機会を拡大する。

Ⅱ．電力システム改革の3本柱

1．広域系統運用の拡大。
2．小売及び発電の全面自由化。
3．法的分離の方式による送配電部門の中立性の一層の確保。

Ⅲ．電力システム改革の3段階の実施スケジュール

電力システム改革を以下の3段階に分け、各段階で課題克服のための十分な検証を行い、その結果を踏まえた必要な措置を講じながら、改革を進める。

	実施時期	法案提出時期
【第1段階】 広域的運営推進機関の設立	平成27年（2015年）を目途に設立	平成25年（2013年）11月13日成立（平成25年法律第74号）
【第2段階】 電気の小売業への参入の全面自由化（電気事業類型の見直し）	平成28年（2016年）を目途に実施	平成26年（2014年）通常国会に法案提出　※平成26年6月11日成立
【第3段階】 法的分離による送配電部門の中立性の一層の確保、電気の小売料金の全面自由化	平成30年から平成32年まで（2018年から2020年まで）を目途に実施	平成27年（2015年）通常国会に法案提出することを目指すものとする

電気事業類型の見直しに伴う『スト規制法』の規定の整備

【電気事業類型の見直し】

○　第2弾電力システム改革として平成26年の通常国会に提出し、成立した電気事業法等改正法により、「一般電気事業」や「特定規模電気事業」といった区分をなくし、発電事業、送配電事業、小売電気事業ごとにそれぞれ必要な規制を課す仕組みに再編する（平成28年施行予定）。

【スト規制法の規定の整備】

○　引き続き、関係労使の争議行為により電気の供給が停止した場合に大規模停電が生じ得る、一般送配電事業、送電事業、厚生労働大臣が指定する発電事業をスト規制法の対象とする。

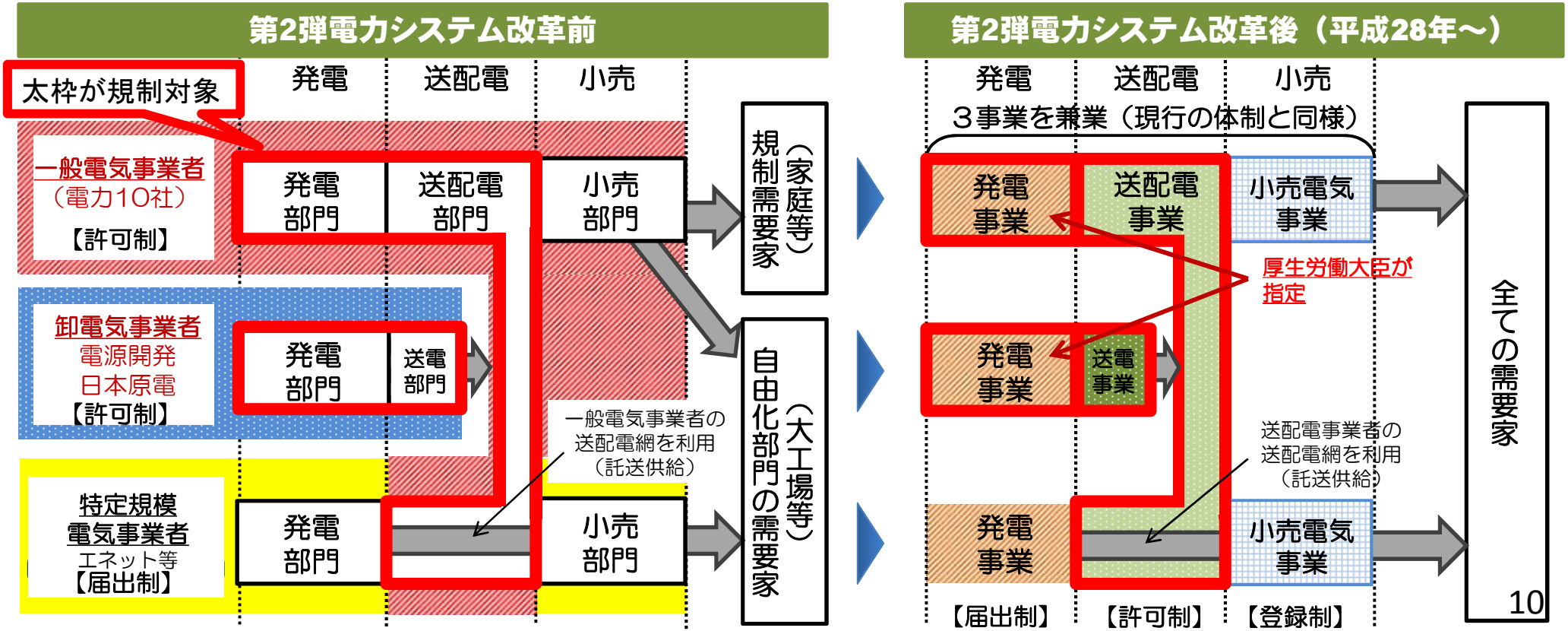

第2弾電力システム改革前後の『スト規制法』の規制対象について

○　第2弾電力システム改革に当たる「電気事業法等の一部を改正する法律」（附則第50条）による改正前後の、『スト規制法』の規制対象となる「電気事業」の範囲は以下の通り。

改正前

① **一般電気事業**　（東京電力・関西電力等10社）

② **卸電気事業**（電源開発・日本原子力発電2社）

改正後（平成28年～）

① **一般送配電事業**　（旧一般電気事業者の送配電部門）

② **送電事業**　（旧卸電気事業者の送電部門）

③ **厚生労働大臣が指定する事業者が営む発電事業**

改正前	改正後
第一条　この法律は、電気事業（**一般の需要に応じ電気を供給する事業**又は**これに電気を供給することを主たる目的とする事業**をいう。以下同じ。）及び石炭鉱業の特殊性並びに国民経済及び国民の日常生活に対する重要性にかんがみ、公共の福祉を擁護するため、これらの事業について、争議行為の方法に関して必要な措置を定めるものとする。	第一条　この法律は、電気事業（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第八号に規定する**一般送配電事業**、同項第十号に規定する**送電事業**及び同項第十四号に規定する**発電事業**（その営む事業の事業主又はその営む事業に従事する者が次条に規定する禁止行為を行うことにより、電気の安定供給の確保に支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして厚生労働大臣が指定する発電事業者（同項第十一号に規定する発電事業者をいう。）が営むものに限る。）をいう。以下同じ。）及び石炭鉱業の特殊性並びに国民経済及び国民の日常生活に対する重要性に鑑み、公共の福祉を擁護するため、これらの事業について、争議行為の方法に関して必要な措置を定めるものとする。
第二条　電気事業の事業主又は電気事業に従事する者は、争議行為として、電気の正常な供給を停止する行為その他電気の正常な供給に直接に障害を生ぜしめる行為をしてはならない。	（改正なし）

第３弾電力システム改革と『スト規制法』の検討について

○　電力システム改革第２弾に当たる「電気事業法等の一部を改正する法律案」の採決時、衆・参で、平成２７年の通常国会への法案提出を目指す第３弾電力システム改革の法整備に併せて、『スト規制法』の在り方を検討することを政府に求める附帯決議がなされた。

○　この附帯決議等を受け、本部会において『スト規制法』の在り方を検討することとする。

■電気事業法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抄）
（衆議院経済産業委員会平成26年5月16日、参議院経済産業委員会平成26年6月10日）

政府は、電力システム改革を着実に推進するため、本法施行に当たり、以下の点に留意すること。

八　電力システム改革の遂行に際しては、今日まで電力の安定供給を支えてきた電力関連産業の労働者の雇用の安定や人材の確保・育成、関連技術・技能の継承に努めるとともに、改革の過程において憲法並びに労働基準法に基づく労使自治を尊重するものとすること。また、当該労働者について一定の形態の争議行為の禁止を定める「電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律」については、自由な競争の促進を第一義とする電力システム改革の趣旨と整合性を図る観点から、電力システム改革に関する法体系の整備に併せ、所管省庁に有識者や関係者等からなる意見聴取の場を設けその意思を確認し、同法の今後の在り方について検討を行うものとすること。

※参議院では『六』項目に記載。